

岩手県土地改良区運営基盤強化基本方針

（令和５年度～令和８年度）

～ 地域を支える元気な土地改良区をめざして ～

令和５年３月策定

岩 手 県
岩手県土地改良事業団体連合会

目 次

[基本方針]

1	策定の背景	1
2	土地改良区の現状	2
3	めざすべき姿と課題	2
4	施策の展開	4
5	基本方針に係る取組目標	7

1 策定の背景

県と県土連では、土地改良区のあり方について、**スケールメリットの発揮による組織運営や財政基盤の強化が必要**との考えのもと、これまで第8次にわたる土地改良区統合整備基本計画を策定し、**合併を推進**してきた。

その結果、最大343区（昭和35年度末）あった土地改良区数は、平成27年12月末現在44区まで統廃合が進み、施設管理体制の充実や事務的経費の節減など土地改良区の**体質強化が図られてきた**ところ。

しかし、昭和30年～40年代に盛んに整備した農業水利施設の老朽化に伴う維持管理の負担増に加え、**組合員の高齢化や減少、担い手への農地集積と土地持ち非農家の増加等農業の構造変化**に伴い、地域における維持管理体制が弱体化するなど土地改良区**運営上の課題が深刻化**している。

こうした中、今後とも土地改良区が農地・農業用水の適切な整備や保全管理に加え、これらを通じた農業・農村の有する多面的機能の発揮など社会的な役割を果たしていくためには、**将来を見据えた運営基盤の強化**を図る必要がある。

このため、第8次土地改良区統合整備基本計画の最終年度に当たる**平成27年度に、平成28年度以降5年間の取組方針**を策定し、役職員の能力開発や統合整備、複式簿記会計の導入など、運営基盤の強化に向けた取組を進めてきたところ。

一方、国は、「農業競争力強化プログラム（平成28年11月28日）」に基づき、土地改良区の体制や組合員制度の在り方についての検討を進め、平成31年4月、准組合員の創設や土地改良区連合の業務範囲の拡充、総代会制度の見直し、貸借対照表の作成・公表の義務化など、**土地改良区の業務運営の適正化を図るために必要な措置を講ずる「土地改良法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）を施行した。**

改正法の施行に伴い、県内土地改良区は、定款や選挙規程などの**諸規程の整備・改定**や令和4事業年度からの貸借対照表の作成・公表に向けた**土地改良施設の資産評価**などを行う必要がある。また、既に複式簿記会計を導入している土地改良区にあっては、会計基準等の見直しに伴う会計細則の改定や資産の再評価を行わなければならない状況にある。

統合整備については、土地改良区連合の設立による事務の共同化など、**改正法により拡充された事項の活用**も視野に入れて、地域の実情に応じた**体制強化の方策を検討**していくことが必要である。

については、平成28年度から本方針に基づく運営基盤強化の取組を進めてきたところであるが、貸借対照表の作成・公表の義務化（複式簿記会計の導入）など、**改正法に適切かつ確実に**対応しつつ、**拡充された事項も活用しながら運営基盤強化の取組を進めるため**、本方針の取組期間を2年間（令和4年度まで）延長し、併せて取組内容の見直しを行った。

これまでの取組により、改正法による諸規程の整備・改定は概ね終了し、令和4事業年度からの貸借対照表の作成・公表（複式簿記の導入）は完了したことから、**今後は複式簿記を活用した経営分析や土地改良施設の更新積立計画の作成を個別指導**するなど、**効率的・合理的な組織運営の実現**に向けた土地改良区の取組

を支援するため、取組内容の見直しを行うものである。

なお、今回の見直しによる取組期間は、本県の農業農村整備の展開方向を中長期的な視点で明らかにした「いわて農業農村整備の展開方向（2023～2026）」と連動させるため、同様に、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

2 土地改良区の現状

県では、県内土地改良区の運営状況（財務状況や組織体制）を把握するために、毎年全土地改良区を対象とした土地改良区**運営状況調査**を実施している。

また、平成27年度、令和2年度及び令和4年度には、上記調査に加え、県内43土地改良区（平成27年度は45土地改良区）及び関係24市町村を対象とした**土地改良区運営基盤強化に関する意識調査**を実施した。

平成27年度は、土地改良区には、運営上の問題意識や今後の課題等を、また、市町村には、土地改良区に期待する役割や土地改良区支援の考え方を調査した。

令和2年度と令和4年度は、土地改良区及び市町村に対して、上記内容に加え、本方針によるこれまでの取組の実績と効果、今後の課題等について調査した。

いずれの調査においても、組合員の高齢化や減少など**農業の構造変化**に伴い、出役で賄っていた末端水利施設の管理体制や総代候補者の選出などの課題に加え、事務局職員の会計知識の習得や施設更新・長寿命化に要する技術力の向上など**組織体制の維持に土地改良区が危機感**を感じていることが確認された。

調査結果は、資料編「土地改良区の運営基盤強化に係る意識調査」を参照。

3 めざすべき姿と課題

土地改良区は**土地改良事業の施行を目的とする法人**であり、地区内の農地・農業用水を適切に保全管理することを通じて、農業の生産性向上とともに、良好な農村景観の形成や洪水防止など農業・農村の有する多面的機能の発揮に貢献している。

また、組合員が地区内の耕作者等で構成される**地縁性の強い団体**であり、多面的機能支払など**地域協働の取組**をけん引することにより、**地域コミュニティの維持・強化**に深く関与している。

農業の構造変化に加えて、今後、人口減少の進行が予想される中、引き続き土地改良区が農地・農業用水の保全管理を最前線で担いながら、多面的機能の発揮や地域コミュニティの維持・強化に関与していくためには、**社会情勢の変化に適切に対応できる組織**となる必要がある。

（1）土地改良区がめざすべき姿

- ア 適正かつ効率的に事業を遂行できる**組織体制**が確保されていること
- イ 安定した**財政基盤**が**確立**されていること
- ウ **事業**（施設の維持管理や更新）が**計画的かつ適切に行われていること**
- エ 多面的機能支払やアドプトなどの**地域協働の取組**をけん引していること
- オ 上記ア～エに関して、**組合員への説明責任**が果たされていること

(2) 課題

ア 組織【じんざい】

組織体制が弱体な土地改良区では、内部けん制機能が不十分であり、不適切事案発生のおそれがあることに加え、マンパワーの不足により多面的機能支払制度への参画や農地集積の取組など期待される新たな役割を果たせないおそれがある。

このため、役職員の能力開発や統合整備などによる体制強化が必要である。

また、土地改良区の運営にあたっては、農地の多面的機能の発揮や、地域コミュニティの維持・強化及び人材の多様化に向け、男女共同参画の推進が必要である。

イ 財政【しほん】

電気料金の値上げや施設補修費の高騰等により維持管理に必要な費用が増加しているが、農産物価格が低迷する中にあることは、賦課金への費用転嫁が困難な状況にあり、適切な維持管理に支障が生じることが懸念される。

このため、未収賦課金の解消や多面的機能支払の事務受託等附帯事業の実施による財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営に向けた中長期財政計画の定期的な見直し及び施設の減価償却を含めた正確なコスト把握に優れる複式簿記会計の有効活用が必要である。

ウ 事業

組織及び財政上の課題に加え、組合員の高齢化や減少など農業の構造変化に伴って、これまで行われていた出役が困難になり、維持管理作業の粗放化や耕作放棄地の発生が加速化するおそれがある。

(ア) 事業（維持管理、施設更新）【しげん】

農業用水を安定的に供給するためには、農業水利施設の日常的な維持管理と計画的な更新が重要であり、管理方法等を定める「維持管理計画書」の必要に応じた見直しが必要。

また、将来土地改良施設に係る施設更新事業等に向け、必要な経費をあらかじめ計画的に積み立てる必要がある。

(イ) 地域との協働【きずな】

農村部では、これまで農業を中心に地域社会が形成されてきたが、高齢化・過疎化や担い手への農地集積に伴う土地持ち非農家の増加等により農業を通じた地域内のつながりが希薄となり、集落機能の脆弱化と農地・農業用水等地域資源の管理が粗放化するおそれがある。

このため、土地改良区は自らが果たしている役割やその効用に対する地域住民の理解の醸成に努めながら、多面的機能支払やアドプト活動への参画等を通じて、農地や農業用水の保全管理及び地域コミュニティの維持・強化に取り組んでいく必要がある。

4 施策の展開

(1) 取組目標

	取組項目	区分	取組内容	
			基本方針 (R2変更)	基本方針 (R4策定)
組織 (じんざい)	①統合整備の推進	継続	土地改良区等の意向を踏まえた地域計画に基づく統合対象土地改良区に対する合併や土地改良区連合設立による事務の共同化など体制強化に向けた研究会の設置・運営支援 【目標】 対象：5地区16土地改良区 (R2まで) 1地区2土地改良区統合	各土地改良区の意向・実情を踏まえ、合意形成に向けた意見交換などを行い、地域計画に基づく対象土地改良区に対する合併や土地改良区連合設立による事務の共同化など体制強化に向けた研究会の設置・運営支援 【目標】 対象：5地区15土地改良区
	②人材育成	継続	複式簿記の導入など研修体系を構築し、研修内容を充実 ・ 役職員の能力開発を図るために監事等研修の内容の充実 (年2回開催) ・ 事務局職員を対象とした会計知識の習得や施設更新・長寿命化に関する技術力向上など実務研修の実施 (年2回開催)	土地改良区職員を対象とした実務研修など、研修体系を構築し、研修内容を充実 ・ 役職員の能力開発を図るために監事等研修の内容の充実 (年2回開催) ・ 職員を対象とした施設更新・長寿命化に関する実務研修の実施 ・ 男女共同参画の意識醸成が図られるよう研修会等を実施
財政 (しほん)	③中長期財政計画の活用	一部見直し	・ 計画的な運営を行うために財政の将来見通しを令和4年度までに作成するように指導 ・ 情勢の変化等を踏まえ、定期的な見直しを指導 【目標】 中長期財政計画整備済 土地改良区数 (H27) 26区 (R2まで) 39区 (R4) 全土地改良区	・ 中長期財政計画を活用した財政運営の推進 ・ 情勢の変化等を踏まえ、定期的な見直しを指導
	④複式簿記の有効活用	一部見直し	減価償却も含めた財務状況の把握分析に優れる複式簿記を令和4年度までに導入するように会計指導員等により指導 【目標】 複式簿記導入土地改良区数 (H28) 2区 (R2まで) 20区 (R4) 全土地改良区	複式簿記を活用した財政状況の把握・経営分析の取組を推進

	取組項目	区分	取組内容	
			基本方針（R2変更）	基本方針（R4策定）
財政 (しほん)	⑤未収賦課金の解消	継続	役職員による徴収活動の強化と県土連に設置した未収賦課金解消等アドバイザーの活用を啓発するとともに、滞納処分による未収賦課金の解消を指導 【実績】 - 未収賦課金解消促進マニュアルの整備（H23） - 未収賦課金総額 (H18) 692,915千円 (H26) 486,928千円 (R1) 418,677千円	- 役職員による徴収活動の強化及び成功事例等の情報提供 - 県土連に設置した未収賦課金解消等アドバイザーの活用を啓発
	⑥附帯事業による収入の確保	継続	多面的機能支払制度等の事務受託や再生可能エネルギー事業の導入による新たな収入源の確保を誘導	- 多様な人材確保や事業実施の取組など、全国の優良事例等について情報提供 - 多面的機能支払制度等の事務受託や再生可能エネルギー事業の導入による新たな収入源の確保を誘導
事業 (しげん)	⑦適切な維持管理の実施	継続	- 多面的機能支払制度等を活用した農地・農業用水の保全管理の取組を促進 - 引き続き改善指導及び検査フォローアップによる指導を行うとともに、水土里情報データベースの活用及び資産評価に併せ整備・更新した施設台帳を踏まえた維持管理計画書の作成・更新を支援 【目標】 維持管理計画書整備済 土地改良区数 (H27) 22区 (R2まで) 27区 (R4) 全土地改良区	検査フォローアップ等による指導・助言を行うとともに、水土里情報データベース及び施設台帳との整合や、土地改良施設の整備・更新等に併せた維持管理計画書の変更を支援
	⑧施設更新積立計画の作成	一部見直し	- 補助事業の活用による施設更新・長寿命化対策の取組を支援 - 団体営事業の活用が可能となるよう、事務局職員を対象とした技術力向上研修の実施（年2回開催）（再掲） - 施設の資産評価と併せ整備・更新した施設台帳や財務状況等を踏まえた施設更新積立計画の作成を支援	- 補助事業の活用による施設更新・長寿命化対策の取組を支援 - 施設更新積立計画を複式簿記に反映することができる土地改良区の計画作成を支援 【目標】 施設更新積立計画作成 土地改良区数【新規】 (R4) 6区 (R8まで) 19区

	取組項目	区分	取組内容	
			基本方針（R2変更）	基本方針（R4策定）
事業 (しげん)	⑨耕作放棄地の発生防止	継続	農地及び農家情報を一元的に管理する土地改良区の特性を活かし、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実質化など市町村、農地中間管理機構の取組と連携して利活用（集積）を促進	農地及び農家情報を一元的に管理する土地改良区の特性を活かし、地域計画を実現するため、市町村・農業委員会・農地中間管理機構と連携して遊休農地等の利活用（集積）を促進
協働 (きずな)	⑩土地改良区への理解醸成	継続	土地改良区と土地改良施設が担っている役割に対する市町村及び地域住民の理解を醸成するための広聴広報の取組を誘導、支援	土地改良区と土地改良施設が担っている役割に対する市町村及び地域住民の理解を醸成するため、広聴広報活動事例を情報提供するなど、広聴広報の取組を誘導、支援
	⑪地域社会との協働	継続	土地改良施設の維持管理に対する地域協働の取組を誘導	- 土地改良施設の維持管理に対する地域協働の取組を誘導 - 地域活動組織との連携強化を促進

5 基本方針に係る取組目標

(1) 統合整備

広域局	農村整備室等	地区名	土地改良区名	地区面積 (ha)	関係市町村	関係河川	職員数(人)				統合整備	
							常勤		非常勤	計	統合型	方針
							正規	臨時				
盛岡	盛岡	盛岡	鹿妻穴堰	4,529	盛岡市、矢巾町、紫波町	雫石川	13	0	0	13	－	単独
			都南	145	盛岡市、矢巾町	北上川	0	1	1	2	－	単独
		八幡平	松川	3,704	八幡平市	松川	5	4	0	9	同一市町村	統合
			安代	393	八幡平市	安比川 米代川	1	4	0	5		
		滝沢	岩手山麓	2,786	盛岡市、滝沢市、八幡平市、岩手町、雫石町	丹藤川 松川 北上川	10	2	0	12	－	単独
			一本木	86	滝沢市	砂込川	1	1	0	2	－	単独
		紫波	山王海	3,806	花巻市、矢巾町、紫波町	滝名川	16	0	0	16	－	単独
			紫波東部	1,262	紫波町	北上川	4	2	0	6	－	単独
		雫石	雫石町	3,120	雫石町	雫石川	4	1	0	5	－	単独
		岩手	一方井	645	盛岡市、八幡平市、岩手町	一方井川	1	2	0	3	－	単独
県南	県南	奥州	胆沢平野	9,200	奥州市、金ヶ崎町	胆沢川	25	8	0	33	－	単独
			江刺猿ヶ石	5,329	奥州市、花巻市、北上市	猿ヶ石川	16	0	0	16	－	単独
			衣川	793	奥州市、平泉町	衣川	6	0	1	7	－	単独
			北上川東部	469	奥州市、平泉町	北上川	4	0	0	4	－	単独
		金ヶ崎	永沢	626	金ヶ崎町	永沢川	4	1	0	5	－	単独
	北上	花巻	豊沢川	5,002	花巻市、北上市	豊沢川	18	3	3	24	－	単独
			猿ヶ石北部	2,469	花巻市、北上市	猿ヶ石川	9	2	0	11	－	単独
			石鳥谷東部	1,012	花巻市	稗貫川	3	1	0	4	－	単独
			大迫町	316	花巻市	稗貫川	1	1	1	3	－	単独
		北上	岩手中部	10,466	花巻市、北上市、金ヶ崎町	和賀川	24	5	0	29	－	単独
		西和賀	西和賀	900	西和賀町	和賀川	2	0	0	2	－	単独
	遠野	遠野	遠野市	2,022	遠野市	猿ヶ石川	5	0	0	5	－	単独
	一関	一関	照井	1,997	一関市、平泉町	北上川	9	1	0	10	小規模、同一市町村	統合
			須川	648	一関市	北上川	4	0	0	4		
			市野々	302	一関市	市野々川	3	0	0	3		
			真打堰	140	一関市、奥州市	上衣川	1	0	0	1		
			富沢	77	一関市	北上川	0	0	0	0		
		花泉	花泉	718	一関市	北上川 金流川	3	1	0	4	小規模、同一市町村	統合
			夏川沿岸	546	一関市	夏川	3	1	0	4		
			金流川沿岸涌津	109	一関市	金流川	0	1	0	1		
			内之目	97	一関市	北上川	1	0	0	1		
		東磐井	一関東部	2,087	一関市	砂鉄川	4	5	0	9	同一市町村	統合
			藤沢	953	一関市	黄海川	3	2	0	5		

広域局	農 村 整 備 室 等	地区名	土地改良区名	地区面積 (ha)	関係市町村	関係河川	職員数 (人)				統合整備	
							常勤		非常 勤	計	統合型	方針
							正規	臨時				
沿岸	大船渡	陸前高田	気仙	30	陸前高田市	気仙川	0	1	0	1	小規模、 同一市町村	統合
			陸前高田	332	陸前高田市	気仙川	2	0	0	2		
	宮古	山田	山田町	113	山田町	荒川川 豊間根川	0	0	1	1	-	単独
		岩泉	小本川	109	岩泉町	小本川	0	0	1	1	-	単独
県北	県北	久慈	久慈市	393	久慈市	久慈川	2	0	0	2	-	単独
		洋野	大野	413	洋野町	高家川	3	0	0	3	-	単独
	二戸	二戸	二戸市	52	二戸市	馬淵川	1	0	0	1	-	単独
		一戸	馬淵川沿岸	2,366	二戸市、一戸町	馬淵川	4	2	0	6	-	単独
		軽米	軽米町	822	軽米町	雪谷川	2	0	0	2	-	単独
		九戸	九戸村	385	九戸村	瀬月内川	3	1	0	4	-	単独

(2) 施設更新積立計画作成

広域局	農村整備等 室	地区名	土地改良区名	作成状況	作成予定
盛岡	盛岡	盛岡	鹿妻穴堰	未作成	R9以降
			都南	未作成	R5
		八幡平	松川	未作成	R9以降
			安代	未作成	R9以降
		滝沢	岩手山麓	未作成	R9以降
			一本木	未作成	R9以降
		紫波	山王海	未作成	R6
			紫波東部	未作成	R9以降
		雫石	雫石町	未作成	R9以降
		岩手	一方井	未作成	R9以降
県南	県南	奥州	胆沢平野	R1	—
			江刺猿ヶ石	R4	—
			衣川	R2	—
			北上川東部	未作成	R9以降
		金ヶ崎	永沢	H25	—
	北上	花巻	豊沢川	R3	—
			猿ヶ石北部	R3	—
			石鳥谷東部	未作成	R6
			大迫町	未作成	R6
		北上	岩手中部	未作成	R6
		西和賀	西和賀	未作成	R6
	遠野	遠野	遠野市	未作成	R8
	一関	一関	照井	未作成	R9以降
			須川	未作成	R9以降
			市野々	未作成	R6
			真打堰	未作成	R9以降
			富沢	未作成	R5
		花泉	花泉	未作成	R9以降
			夏川沿岸	未作成	R9以降
			金流川沿岸涌津	未作成	R9以降
			内之目	未作成	R5
		東磐井	一関東部	未作成	R9以降
			藤沢	未作成	R5

広域局	農村整備等 室	地区名	土地改良区名	作成状況	作成予定
沿岸	大船渡	陸前高田	気仙	未作成	R9以降
			陸前高田	未作成	R9以降
	宮古	山田	山田町	未作成	R8
		岩泉	小本川	未作成	R8
県北	県北	久慈	久慈市	未作成	R9以降
		洋野	大野	未作成	R9以降
	二戸	二戸	二戸市	未作成	R9以降
		一戸	馬淵川沿岸	未作成	R9以降
		軽米	軽米町	未作成	R9以降
		九戸	九戸村	未作成	R9以降
取組目標（R4→R8）				6	19